

## 住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱

	平成 21 年 4 月 1 日	国住生第 4 号
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日	国住生第 10 号
一部改正	平成 23 年 4 月 1 日	国住生第 719 号
一部改正	平成 23 年 10 月 20 日	国住生第 446 号
一部改正	平成 23 年 11 月 24 日	国住生第 551 号
一部改正	平成 24 年 4 月 6 日	国住生第 1 号
一部改正	平成 25 年 2 月 27 日	国住生第 770 号
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日	国住生第 844 号
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日	国住生第 701 号
一部改正	平成 27 年 4 月 9 日	国住生第 88 号
一部改正	平成 27 年 6 月 29 日	国住生第 263 号
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日	国住生第 723 号
一部改正	平成 28 年 10 月 11 日	国住生第 334 号
一部改正	平成 29 年 4 月 1 日	国住生第 724 号

### 第 1 通則

住宅市場整備推進等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）及び第 15 に定める関係法令及び関係通知によるほか、この要綱の定めるところによる。

### 第 2 目的

この要綱は、住宅の生産、供給、管理等に係る市場基盤形成に資する事業等の総合的な推進を図るため、住宅市場整備の推進等に資する計画的な技術開発及び情報提供等の事業を行う者に対し、国が必要な助成を行う制度を確立し、もって良質な住宅等の供給を推進することを目的とする。

### 第 3 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 一 住宅市場整備推進事業

次に掲げる事業をいう。

- イ 住宅建築技術高度化・展開推進事業
- ロ 重層的住宅セーフティネット構築支援事業
- ハ 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業
- ニ 建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業

- ホ マンション管理適正化・再生推進事業
- へ 民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業
- ト インспекションの活用による住宅市場活性化事業
- チ 住宅ストック維持・向上促進事業
- リ 建築物の安全確保のための体制の整備事業
- ヌ 東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業
- ル 先駆的空き家対策モデル事業
- ヲ 住み替え等円滑化推進事業
- ワ 多世代交流型住宅ストック活用推進事業
- カ 省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備
- ヨ 定期報告制度の運用に関する調査事業
- タ 新興国に対する我が国建築基準の普及促進事業
- レ 建築材料等に関するサンプル調査
- ソ 空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業

## 二 住宅市場整備推進事業に係る事務事業

次に掲げる要件を満たす者のうち国土交通大臣が公募し、選定した者が行う住宅市場整備推進事業を行う者に必要な費用を交付する事業をいう。

- イ 当該事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、当該事業の遂行に必要な組織、人員を有していること
- ロ 当該事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること
- ハ 当該事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

## 三 住宅紛争処理支援センター

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 82 条の規定により指定された法人をいう。

## 四 住宅瑕疵担保責任保険法人

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号。以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）第 17 条第 1 項の規定により指定された法人

## 五 指定確認検査機関

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 18 第 1 項の規定により指定された者

## 第 4 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

### 一 住宅市場整備推進事業の実施

イ 次に掲げる住宅建築技術高度化・展開推進事業の実施

(1) 先導的な技術開発に関する次に掲げる事業

次に掲げる者が行う、住宅・建築物に係る環境対策、長寿命化対策、安全対策等に資す

る先導的技術の開発に関する次に掲げる事業の実施

- a 契約に基づき複数で共同して先導技術開発をしようとする者が行う先導技術開発に関する事業（実用化に向けたロードマップの提出を行うものに限る。）
  - b 次の 1)から 3)に掲げる要件のすべてに適合している法人が行う先導技術開発に関する調査・評価に係る事業
    - 1) 公平性及び中立性の高い機関であり、かつ、業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと
    - 2) 事業を的確に遂行する技術能力を有すること
    - 3) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること
  - c 次の 1)から 3)に掲げる要件のすべてに適合している法人が行う先導技術開発に関する普及・広報に係る事業
    - 1) 公平性及び中立性の高い機関であること
    - 2) 事業を的確に遂行する技術能力を有すること
    - 3) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること
- (2) 基準や技術の普及促進等、技術基盤の強化に関する次に掲げる事業
- ① 次に掲げる要件のすべてに適合している法人が行う事業であること。
    - a 公平性及び中立性の高い機関であること
    - b 事業を適確に遂行する技術能力を有すること
    - c 事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること
  - ② 次に掲げるいずれかの事業であること。

住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等に関する基準やそれに係る設計方法等の技術の普及のための情報発信、情報提供の取組み等、市場の技術的基盤の整備・強化に資する取組み
- (3) 住宅建築分野の産業の海外展開の推進に関する次に掲げる事業
- ① 次に掲げる要件のいずれかに適合する者が行う事業であること。
    - a 複数の者によって構成される協議会等
    - b 契約に基づき複数で共同して調査を実施する者
  - ② 外国政府から我が国への要請等に基づく取組みで、次に掲げるいずれかに関するものであること。
    - (i) 相手国に関する次に掲げる調査
      - a 土地・建物制度に関する事項
      - b 法規制、許認可、資格制度、ガイドライン、条例に関する事項
      - c 会計、税制、融資、補助に関する事項
    - (ii) 相手国における次に掲げる事業
      - a 住宅整備制度構築に資する技術の提供

b 住宅整備プロジェクトに対する提案

ロ 次に掲げる重層的住宅セーフティネット構築支援事業の実施

- (1) 導入候補団地等の抽出やPPP/PFI手法が有効と考えられる併設機能・集約余剰地活用策の検討等の条件整理・事業提案等の基本構想策定段階に必要な調査に係る事業
- (2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する居住支援協議会等が行う住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業
- (3) サービス付き高齢者向け住宅の登録状況等に係る調査・分析や事業者等に対する登録制度及び関連制度等の周知・普及に係る取組みに係る事業
- (4) 民間賃貸住宅に係るトラブルを未然防止するための研修や関係機関の連携体制の強化に係る事業

ハ 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備に関する次に掲げる事業の実施

- (1) リフォーム等による地域の住宅の適切な維持・更新、被災住宅応急修理や応急仮設住宅供給、長期優良住宅の建設、その他特に政策的に対応が必要と認められる取組に関する研修を行う事業
- (2) 住宅生産における機械化・資材の標準化対応、地場産材や製品の活用、地域に承継される工法への対応、労働安全衛生管理等に関する研修を行う事業
- (3) (1)に掲げる事業に関する評価に係る事業

ニ 建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する次に掲げる事業の実施

- (1) 建築確認検査手続きの円滑化に関する次に掲げる事業（平成28年熊本地震により住宅・建築物が半壊以上の被害を受けた者が建築主となる案件（以下「平成28年熊本地震による被災案件」という。）の建築確認検査を担う指定確認検査機関が行う場合に限る。）
  - ① 平成28年熊本地震による被災案件の建築確認検査の円滑化に向けた事前相談・本審査に関する体制の整備
  - ② 技術基準・手続き等の建築関連制度の平成28年熊本地震による被災案件に係る建築主・設計者等に対する周知
- (2) 審査側・申請者側に対する資質向上等に向けた取組みの支援に関する事業
- (3) 審査側・申請者側に対する制度改正事項等に関する周知徹底の支援に関する事業

ホ 次に掲げるマンション管理適正化・再生推進事業の実施

- (1) マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする取組み等のマンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた次の事業
  - ① 専門家の活用も含めた新たなマンション維持管理の適正化に係る事業
  - ② 持続可能社会に対応したマンション再生の促進に係る事業
  - ③ 老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備に係る事業
- (2) マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた成功事例の収集・分析等を行う事業

へ 民間事業者等の知見を活用した建築基準の整備の促進に関する事業（国が建築基準を整備する上で必要な事項について、国の指示に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び技術基準の原案の基礎資料の作成を行う事業をいう。）の実施

ト 次に掲げるインスペクションの活用による住宅市場活性化事業の実施

(1) インスペクション技術の開発・高度化に関する事業

現況の把握が難しい住宅の部位や、欠陥による不具合事業について、簡便に精度の高いインスペクションを行うために実施する、非破壊による検査技術等、新たな技術開発や既存技術の高度化や、これらの技術の活用を図る事業

(2) インスペクションによる住宅情報の活用に関する事業

住宅所有者が維持管理等に容易に活用でき、また、住宅所有者と多様な住宅関連ビジネスを繋ぐプラットフォームとしても利用できるような住宅情報の整理・蓄積・活用のための事業

(3) インスペクションの実施体制の整備に関する事業

既存住宅状況調査技術者講習登録規程（平成 29 年国土交通省告示第 81 号）第 2 条第 5 項に規定する既存住宅状況調査技術者講習の実施に係る事業

チ 住宅ストックの維持・向上の促進に関する次に掲げる事業の実施

(1) 住宅の質の維持・向上が適正に評価されるような、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの開発・普及等に係る事業

(2) 住宅紛争処理支援センター又は住宅の関係主体が参画する協議会等が行う、住生活に関するニーズを一元的に受け、専門家が連携して多様な消費者のニーズ（三世同居のニーズも含む）に対して的確に助言・提案を行うサポート体制の整備に係る事業

(3) リフォーム事業者の資格や施工実績、依頼者の評価等の情報を提供し、トラブル対応等に備えた第三者委員会を設置する等、消費者が安心して事業者を選択できるウェブサイトの整備に係る事業

リ 建築物の安全確保のための体制の整備に関する次に掲げる事業の実施

(1) 耐震化等の促進

(2) 建築材料・構造方法等の品質確保のための体制の整備

ヌ 東日本大震災復興関連事業の円滑化支援に関する次に掲げる事業の実施（東日本大震災により住宅・建築物が半壊以上の被害を受けた者又は原子力発電所の事故により移転を余儀なくされた者が建築主となる案件（以下「被災案件」という。）の建築確認検査を担う指定確認検査機関が行う場合に限る。）

(1) 被災案件の建築確認検査の円滑化に向けた事前相談・本審査に関する体制の整備

(2) 技術基準・手続き等の建築関連制度の被災案件に係る建築主・設計者等に対する周知等

ル 先駆的空き家対策モデル事業（市区町村等にノウハウの蓄積が十分でない空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に関する事務等について、法務や不動産の専門家等と連携して、その運用方針等を検討・作成し、これを実際の空き家に適用し、その実施結果を踏まえた運用方針等の策定及び公開等を行う事業をいう。）の実施

- フ 次に掲げる住み替え等円滑化推進事業の実施
  - (1) 高齢者等の住宅資産活用のための相談体制の整備に係る事業
  - (2) 住宅資産の活用促進のための専門家の育成に係る事業
- ワ 多世代交流型住宅ストック活用推進事業（相談体制構築、事業間コーディネート、住宅の管理・活用に係るモデル的取組等への支援に係る事業をいう。）の実施
- カ 省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備に関する次に掲げる事業
  - (1) 省エネ基準等に関する講習会、個別事業者等への周知活動
  - (2) 設備・建材・流通等に携わる民間事業者等を活用した周知・普及促進
  - (3) 省エネに関する審査体制の整備
- コ 定期報告制度の運用に関する調査事業（定期報告の対象となっている全国の建築物・昇降機等の調査・検査現場への立入調査及び立入調査等で把握した関連データの分析・整理を行う事業をいう。）の実施
- タ 新興国に対する我が国の建築基準の普及促進に関する事業（新興国の制度・基準策定機関の政府職員を対象に、技術についての見学会や制度・基準に係る研修・セミナー・ワークショップ等を行う事業をいう。）の実施
- レ 建築材料等に関するサンプル調査（大臣認定を取得した建築材料等について、生産現場への立ち入りによる性能、検査・品質管理体制の確認、または性能確認試験等を実施し、大臣認定仕様への適合性等の検証を行う事業をいう。）の実施
- ソ 空き家所有者情報提供による空き家利活用推進に関する次に掲げる事業の実施
  - (1) 市区町村が行う空き家所有者の同意の取り方、空き家バンク等に提供すべき情報項目に係る検討・試行の実施
  - (2) 上記(1)の取組結果の集約・分析、全国標準化の実施

## 二 住宅市場整備推進事業に係る事務事業の実施

### 第5 補助金の額

補助金の額は、次に掲げるものとする。

#### 一 住宅市場整備推進事業の補助金の額

- イ 第4第一号イに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、以下のとおりとする。
  - (1) 第4第一号イ(1)に掲げる事業の実施に係る補助金の額
    - a 第4第一号イ(1) aに掲げる事業の実施に係る補助金の額  
当該事業に要する経費の2分の1以内の額とする。
    - b 第4第一号イ(1) b又はcに掲げる事業の実施に係る補助金の額  
当該事業に要する経費以内の額とする。
  - (2) 第4第一号イ(2)②に掲げる事業の実施に係る補助金の額  
当該事業の実施に要する経費以内の額とする。
  - (3) 第4第一号イ(3)②に掲げる事業の実施に係る補助金の額
    - a 第4第一号イ(3)②(i)に掲げる事業の実施に係る補助金の額

当該事業に要する経費以内の額とする。

b 第4第一号イ(3)②(ii)に掲げる事業の実施に係る補助金の額

当該事業に要する経費の2分の1以内の額とする。

ロ 第4第一号ロに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。ただし、一の事業主体につき次の(1)から(4)までに掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(4)までに定める額を限度とする。

(1) 第4第一号ロ(1)に掲げる事業 15,000千円/年

(2) 第4第一号ロ(2)①に掲げる事業 10,000千円/年

(3) 第4第一号ロ(2)②及び(3)に掲げる事業 30,000千円/年

(4) 第4第一号ロ(4)に掲げる事業 35,000千円/年

ハ 第4第一号ハに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、以下のとおりとする。

(1) 第4第一号ハ(1)及び(3)に掲げる事業

当該事業の実施に要する経費以内の額とする。

(2) 第4第一号ハ(2)に掲げる事業

当該事業の実施に要する経費の2分の1以内の額とする。

ニ 第4第一号二に掲げる事業の実施に係る補助金の額は、以下のとおりとする。

(1) 第4第一号二(1)に掲げる事業の実施に係る補助金の額

事業主体が各々の平成28年熊本地震による被災案件に関し建築確認検査手数料を引き下げた額(当該事業主体において一般的な案件に適用される建築確認検査手数料の2分の1又は特定行政庁において当該平成28年熊本地震による被災案件に関し建築確認検査手数料を引き下げることとなる額のいずれか低い額を限度とする。)を合算した額以内の額とする。

(2) 第4第一号二(2)に掲げる事業の実施に係る補助金の額

当該事業の実施に要する経費以内の額とする。

(3) 第4第一号二(3)に掲げる事業の実施に係る補助金の額

当該事業の実施に要する経費以内の額とする。

ホ 第4第一号ホに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。ただし、一の事業主体につき次の(1)から(3)までに掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに定める額を限度額とする。

(1) 第4第一号ホ(1)①及び②に掲げる事業 10,000千円/年

(2) 第4第一号ホ(1)③に掲げる事業 20,000千円/年

(3) 第4第一号ホ(2)に掲げる事業 10,000千円/年

ヘ 第4第一号へに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業に要する経費以内の額とする。ただし、一の事業主体につき60,000千円(実大実験等を必要とする事業については、外部識者を含む評価委員会に諮り、その妥当性が了承された場合には、その額)を限度とする。

ト 第4第一号トに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。ただし、(3)に掲げる事業については、採算の取れないおそれのある地域に

において講習を実施する場合に発生する損失相当額を限度とする。

チ 第4第一号チに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、次の(1)から(3)までに掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに定める額を限度とする。

(1) 第4第一号チ(1)に掲げる事業の実施に係る補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、②と③の合計額は一の住宅につき、1,000千円を上限とする。

① 住宅の質の維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの開発・普及等に要する経費以内の額とする。ただし、一の事業つき20,000千円を限度とする。

② インспекションの実施、住宅履歴の作成、瑕疵保険への加入、維持管理計画の作成に要する経費（将来の実施が担保されたインспекションの実施、住宅履歴の作成のための信託等を行う費用を含む。）以内の額とする。

③ 住宅の質の向上に要する経費（新築の場合は掛かり増し費用相当分に限る。）の3分の1以内の額とする。

(2) 第4第一号チ(2)に掲げる事業の実施に係る補助金の額は、次の①及び②に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ①及び②に定める額を限度とする。

① サポート体制の検討・整備・普及を実施するため必要となる経費以内の額

② 専門家の連携によるサポートを実施するため必要となる経費以内の額（2回目以降の相談については、一定額を徴収することとし、当該額を差し引いた分に限る。）

(3) 第4第一号チ(3)に掲げる事業の実施に係る補助金の額は、次の①及び②に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ①及び②に定める額を限度とする。

① ウェブサイトの整備・運営を実施するため必要となる次に掲げる額の合計額とする。ただし、a)とb)の合計額は20,000千円を限度とする。

a) 情報提供システムの整備に要する経費の3分の2以内の額

b) 消費者保護を図るための外部の者を含めた第三者委員会の設置・運営に要する経費以内の額

② リフォーム事業者（掲載事業者数が30未満の都道府県に拠点を置く事業者または長期優良住宅化リフォーム推進事業の補助を受けた実績のある事業者に限る）が情報掲載するリフォームプランの作成等に要する経費以内の額とする。ただし、一の事業者につき100千円を限度とする。

リ 第4号第一号リに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、次に掲げる経費を合算した額の合計額以内の額とする。ただし、一の事業主体につき300,000千円を限度とする。

(1) 耐震化等の促進に係る以下の経費

① 建築確認が行われた物件から抽出した建築物の構造計算結果の検証の実施に要する経費

② 違反建築物等の耐震性及び違反是正方針の妥当性に関する助言、違反是正計画（改修計画）の妥当性の判定及び必要な調査の実施その他の違反是正の技術的支援を行う経費

(2) 建築材料・構造方法等の品質確保のための体制の整備に係る以下の経費

① 建築基準法における構造方法及び建築材料等に係る認定仕様による試験体の作成に



要する経費

- ② 防耐火試験等による性能の確認に要する経費
- ③ 製造・建築等された構造・設備・建築物について認定仕様や基準への適合性を検証するためのサンプル調査の実施を行う経費
- ④ 技術的支援等に要する経費

ヌ 第4号第一号ヌに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、事業主体が各々の被災案件に関し建築確認検査手数料を引き下げた額（当該事業主体において一般的な案件に適用される建築確認検査手数料の2分の1又は特定行政庁において当該被災案件に関し建築確認検査手数料を引き下げる事となる額のいずれか低い額を限度とする。）を合算した額以内の額とする。

ル 第4第一号ルに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。

ヲ 第4第一号ヲに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。

ワ 第4第一号ワに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費の合計額以内の額とする。ただし、一の事業主体につき6,400千円を限度とする。

カ 第4第一号カに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。

ヨ 第4第一号ヨに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。

タ 第4第一号タに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。

レ 第4第一号レに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。

ソ 第4第一号ソに掲げる事業の実施に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費以内の額とする。

二 住宅市場整備推進事業に係る事務事業の実施に係る補助金の額は、第3第二号に掲げる事業を実施する場合にあっては、次の各号に掲げる経費を合算した額の合計額以内の額とする。

イ 住宅市場整備推進事業に要する費用を交付するための費用

前各号に掲げる費用

ロ 事務費

住宅市場整備推進事業に係る事務事業の実施に必要な事務費として、住宅市場整備推進事業に要する費用の0.1%から3%までの範囲内において国土交通大臣が定める率を乗じて得た額とする。ただし、この率によることが著しく不相当である場合には、この率によらないことができる。

## 第6 事前評価

住宅市場整備推進事業に係る補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金の交付の申請をする前に、当該事業の必要性及び効果に関する評価を行い、当該評価結果を国土交通大臣に提出しなければならない。

## 第7 事後評価

住宅市場整備推進事業に係る補助金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに、当該事業の効果及び目的の達成状況に関する評価を行い、当該評価結果を国土交通大臣に提出しなければならない。

## 第8 経費の配分及び附帯事務費の明細の変更

- 1 経費の配分は、補助事業に要する経費と附帯事務費とし、第4各号に掲げる事業ごとに行うものとする。
- 2 国土交通大臣の承認を要しない経費の配分の軽微な変更は、次に定めるもの以外の変更とする。
  - 一 移転費及び仮住居借上費の相互間における流用並びに移転費又は仮住居借上費から附帯事務費への流用
  - 二 附帯事務費のうち人件費、食糧費及び備品購入費の増額（増額後の人件費が附帯事務費の3割を超えない場合を除く。）並びに取得価額50万円以上の備品の購入
  - 三 第4第一号イ(1)から(2)までに掲げる事業間の流用

## 第9 事業内容の変更

補助金の額に変更が生じる場合には、補助金交付変更申請書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

## 第10 補助金の経理及び取扱い

- 1 事業主体の長は、国の補助金について、当該事業主体の歳入歳出予算等における科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。
- 2 事業主体の長は、補助事業の附帯事務費の用途については、「住宅局所管補助事業の附帯事務費等の用途基準について」（平成7年11月20日付建設省住総発第172号）に定める用途基準に従って使用しなければならない。
- 3 事業主体の長は、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）に定められている備品、材料その他の物件を購入した場合は、台帳を作成し、当該物件の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。なお、自動車については、別に自動車損害保険料等内訳を作成しておかなければならない。

## 第11 書類の様式及び提出方法

- 1 住宅市場整備推進事業に係る書類の様式は別表3に定めるとおりとする。
- 2 前項に規定する書類は、国土交通大臣に提出するものとする。

## 第 12 収益納付

国土交通大臣は、試験研究・調査に関する事業を実施する事業主体が本補助事業の技術開発の成果によって相当の収益を得たと認める場合には、補助事業の完了した会計年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることができる。

## 第 13 間接補助金の交付

住宅市場整備推進事業に係る事務事業を行う者（以下「事務事業者」という。）は、第 5 第二号に規定する補助金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金（事務事業者が国土交通大臣から交付を受けた補助金を財源として、当該補助金の対象となる住宅市場整備推進事業を行う者に交付する補助金をいう。以下同じ。）を住宅市場整備推進事業を行う者に交付しなければならない。

## 第 14 間接補助金の交付の際付すべき条件

- 一 事務事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、第 6 から第 11 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 二 事務事業者は、前号の規定のほか、第 3 第一号に掲げる事業を行う者に補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であって、事務事業者が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 19 条第 2 項に規定する割合の延滞金を課すものとする。

## 第 15 間接補助金の交付規程の承認

事務事業者は、間接補助金の交付の手続き等について交付規程を定め、国土交通大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

## 第 16 運営

- 1 補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。
  - 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
  - 二 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）
  - 三 住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領細目（平成 12 年 3 月 24 日付建設省住備発第 42 号、住街発第 29 号、住整発第 27 号、住防発第 19 号、住市発第 12 号建設省住宅局長通知）
  - 四 平成 12 年 4 月 13 日建設省告示第 1171 号
  - 五 平成 13 年 5 月 8 日国土交通省告示第 853 号
  - 六 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
  - 七 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付建設省住発第 120 号住宅局長通達）
  - 八 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住

総発第 172 号住宅局長通達)

九 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について(平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知)

十 建設省所管補助事業における食糧費の支出について(平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通達)

十一 その他関連通達に定めるもの

2 第 4 第一号イ(1)に規定する事業については、第 6 から第 11 までの規定は適用せず、住宅・建築関連先導技術開発助成事業費補助金交付要綱(平成 17 年 3 月 23 日付け国住生第 344-9 号)に定めるところによる。

## 第 17 指導監督等

国土交通大臣は、この要綱に基づく事業を行う者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、住宅市場整備推進事業の適正な実施のため必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

## 附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

## 附 則

### 第 1 施行期日

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### 第 2 経過措置

1 この要綱の施行の日以前に、市街地住宅等関連事業推進事業補助要領(平成 17 年 3 月 23 日付け国住生発第 344-8 号)により造成された高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 32 号)第 1 条の規定による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号。以下「高齢者居住法」という。)第 78 条の規定により高齢者居住支援センターとして指定された法人(以下「高齢者居住支援センター」という。)が行う高齢者の居住の安定確保を支援するための基金は次に掲げる要件を満たすものとする。

一 高齢者居住支援センターが行う高齢者世帯等に対する次に掲げる要件を満たす債務等保証事業

イ 高齢者居住法第 7 条第 5 項に規定する登録住宅(登録住宅の登録が高齢者居住法 13 条第 1 項の規定により抹消され、又は第 26 条若しくは第 27 条の規定により取消された場合において、その抹消又は取消し前に当該登録住宅に入居していた高齢者がその後も引き続き入居しているときは、当該高齢者の入居に係る住宅も登録住宅とみなす。)又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)第 10 条第 1 項に規定する居住支援協議会等が高齢者の入居を拒まない住宅として情報提供する賃貸住宅に入居する又は入居している高齢者、障害者、子どもを育成する者(収

入階層の50%以下の世帯に限る。)、外国人及び解雇等による住宅退去者(その後の就労等により賃料を支払える収入があるものに限る。)を対象とするものであること。

ロ 対象者の未払い家賃については、その12月分を、原状回復費用・訴訟に要する費用については、当該家賃の9月分を限度として保証を行うものであること。

ハ 保証期間は2年間とし、月額家賃の一定割合を保証料として徴収するものであること。ただし、保証期間を更新することを妨げないものとする。

二 高齢者居住支援センターが行うバリアフリーリフォーム、耐震改修工事、住宅共用部分のリフォーム及び住み替えを行う高齢者が自ら居住する住宅の取得等(以下「バリアフリーリフォーム等」という。)並びに長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第10条に規定する認定長期優良住宅の維持保全工事のための高齢者に対する次に掲げる要件を満たす特別な融資に係る債務保証事業

イ 独立行政法人住宅金融支援機構等の金融機関が実施する死亡時一括償還のバリアフリーリフォーム融資、耐震改修融資、住宅共用部分のリフォーム融資又は住み替えを行う高齢者が自ら居住するための住宅の取得等費用に係る融資を対象とするものであること。

ロ イに掲げる融資について、元利金、延滞損害金、違約金、立替金、立替金の損害金及び回収に要した費用を保証するものであること。

三 高齢者居住支援センターが行う、高齢者に適した住宅への住み替え等を支援する事業(以下「高齢者の住み替え支援等事業」という。)の実施主体(次に掲げる要件を満たし、高齢者居住支援センターに登録した借上げ主体に限る。)に対して行う空家リスクに関する保証事業

イ 高齢者の住み替え支援等事業は、耐震性等の一定の基準に適合する住宅を対象とし、長期的に継続して借り上げるものであること。

ロ 十分な事業執行能力及び安定性を有すること。

## 附 則

### 第1 施行期日

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

### 第2 経過措置

1 この要綱の施行の日以前に、公営住宅等関連事業推進事業補助要領(平成6年6月23日付住建発第56号)、市街地住宅等関連事業推進事業補助要領(平成17年3月23日付国住生第344-8号)、市街地住宅等関連事業推進事業補助金交付要綱(平成21年4月1日付国住生第3号)及び改正前の住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日付国住生第10号)により財団法人住宅保証機構に造成された基金は、次に掲げることを行うものとする。

一 新築住宅に係る中小住宅生産者の確実な瑕疵保証の履行の支援

二 中古住宅に係る低コストの保証制度の導入

三 住宅瑕疵担保責任保険法人が行う新築住宅に係る中小住宅生産者の確実な瑕疵保証の

#### 履行の支援への助成

四 住宅瑕疵担保責任保険法人の保険契約における巨大損害発生時への対応又は故意・重過失に対応した住宅購入者等救済のための基金の初動期への対応を目的とした住宅瑕疵担保責任保険法人への無利子貸付

- 2 前項第四号の無利子貸付を行うことができるのは、改正前の市街地住宅等関連事業推進事業補助要領（平成19年5月30日付国住生第101号）の適用の日から10年間とする。
- 3 補助金等の交付により造成した基金による事業が終了した場合、事業終了後速やかに当該基金の精算を行い、これに残額が生じた場合には、国に返納するものとする。
- 4 前項のほか、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、前項に規定する基金の取り扱いを検討した結果、使用見込みのない資金に相当する額については国に返納するものとする。

#### 附 則

##### 第1 施行期日

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

##### 第2 経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱附則（平成22年4月1日国住生第10号）第2第1項第一号の規定により、高齢者居住支援センターが行っている高齢者世帯に対する債務等保証業務については、当該業務に係る保証契約の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

#### 附 則

##### 第1 施行期日

この要綱は、平成23年11月24日から施行する。

#### 附 則

##### 第1 施行期日

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

#### 附 則

##### 第1 施行期日

この要綱は、平成25年2月27日から施行する。

##### 第2 既設昇降機安全確保緊急促進事業に係る規定

平成25年3月31日までに改正前の住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（平成24年4月6日国住生第1号）第4第一号ワ(1)の⑤の要件を満たすものとして国庫補助採択を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3の第一号ロ、へ、チ、リ、ヲ及びワの規定は、平成25年度当初予算の成立の日から施行する。

第2 経過措置

この要綱の施行の日において、既に改正前の本要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

第2 経過措置

この要綱の経過措置において定める基金を管理する者は、次に掲げることを行うものとする。

- 1 補助対象事業に係る基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要、基金事業等の終了する時期、基金事業等の目標、申請方法、申請期限、対象要件等について公表しなければならない。
- 2 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を国土交通大臣に報告すること。
- 3 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると国土交通大臣が認めた場合又は国土交通大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事業により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。

第3 木造住宅施工技術体制整備事業に係る規定

平成27年3月31日までに改正前の住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日国住生第701号）第4第一号ハ（1）の要件を満たすものとして国庫補助採択を受けた長期間重点的な育成を行う事業については、既対象者に限りなお従前の例による。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

### 第 1 施行期日

この要綱は、平成 28 年 10 月 11 日から施行する。

## 附 則

### 第 1 施行期日

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

### 第 2 経過措置

- 1 この要綱の施行の日以前に、公営住宅等関連事業推進事業補助要領（平成 6 年 6 月 23 日付 住建発第 56 号）、市街地住宅等関連事業推進事業補助要領（平成 17 年 3 月 23 日付国住生第 344-8 号）、市街地住宅等関連事業推進事業補助金交付要綱（平成 21 年 4 月 1 日付国住生第 3 号）及び改正前の住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付国住生第 10 号）により財団法人住宅保証機構に造成された基金は、次に掲げることを行うものとする。
  - 一 住宅瑕疵担保責任保険法人が行う新築住宅に係る中小住宅生産者の確実な瑕疵保証の履行の支援への助成
  - 二 住宅瑕疵担保責任保険法人の保険契約における巨大損害発生時への対応又は故意・重過失に対応した住宅購入者等救済のための基金の初動期への対応を目的とした住宅瑕疵担保責任保険法人への無利子貸付
- 2 前項第二号の無利子貸付を行うことができるのは、平成 29 年 5 月 30 日から 10 年間とする。
- 3 補助金等の交付により造成した基金による事業が終了した場合、事業終了後速やかに当該基金の精算を行い、これに残額が生じた場合には、国に返納するものとする。
- 4 前項のほか、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき、前項に規定する基金の取り扱いを検討した結果、使用見込みのない資金に相当する額については国に返納するものとする。

### 第 3 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業に係る規定

平成 29 年 3 月 31 日までに改正前の住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日国住生第 728 号）第 4 第一号ハ（1）の要件を満たすものとして国庫補助採択を受けた長期間重点的な育成を行う事業については、既対象者に限りなお従前の例による。



別表 1

補助金	事項		書類の名称	様式
住宅市場整備推進等事業費補助金	補助金の交付申請		補助金交付申請書	別記様式第 1
	事業内容の変更	補助金に変動が生じない場合	事業内容変更申請書	別記様式第 2
		補助金に変動が生ずる場合	補助金交付変更申請書	別記様式第 3
	事業の中止又は廃止		事業の中止（又は廃止）承認申請書	別記様式第 4
	経費の配分変更		経費の配分変更申請書	別記様式第 5
	経費の使途明細の変更		附帯事務費明細変更書	別記様式第 6
	事業が完了期日までに完了しない場合の報告		事業完了期日変更報告書	別記様式第 7
	事業の遂行状況の報告		事業遂行状況報告書	別記様式第 8
	事業の実績報告	事業が完了した場合	完了実績報告書	別記様式第 9
		事業の完了後において残存物件を継続して同種の他の補助事業等に使用する場合	継続使用承認申請書	別記様式第 10